

(31) 公益財団法人鳥取県暴力追放センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和7年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	6,947 千円	509 千円	2,571 千円	10,027 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
191,166 円	199,772 円	63 歳

（注）1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	理事長が定める「初任給基準表」によるものとし、年齢、採用前の経験年数、他の職員との均衡等を考慮して理事長が定める。	
	高校卒		

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1. 2625 月分	0. 9625 月分
	12月期	1. 2625 月分	0. 9625 月分
	計	2. 525 月分	1. 925 月分
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無			
〔令和 7 年度実績〕			
支給総額		支給職員数	1 人当たり平均支給額
2, 571, 747 円		3 人	857, 249 円
退職手当	〔支給率〕		
	区 分	退 職	
	勤続 20 年	21. 00 月分	
	勤続 25 年	25. 80 月分	
	勤続 35 年	25. 80 月分	
	勤続 40 年	25. 80 月分	
(その他の加算措置)			
定年前早期退職特例措置 無			
〔令和 7 年度実績〕			
支給実績なし			
時間外勤務手当	〔令和 7 年度実績〕		
	支給実績なし		

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	-	制度なし		
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族	6,500 円	
		イ 子	9,200 円	
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算	
		〔令和7年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		234,000 円	3 人	6,500 円
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		〔令和7年度実績〕 支給実績なし		

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア及びイの金額の合計（上限150,000円）にエの額を加算した金額
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 ＜最高限度額 55,000 円＞
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	制度なし
		エ 駐車料金を負担している場合	①駐車場代の加算 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場として公署の敷地を利用する場合には、当該利用に係る1月当たりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める公署に勤務する職員に支給 《指定公署》 鳥取商工会議所 (鳥取市本町三丁目201番地) (1月当たり1,000円を上限とする。) ②パークアンドライド 制度なし
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	制度なし
		〔令和7年度実績〕	
		支給総額	支給職員数 1人当たり平均支給月額
		256,460 円	3 人 7,124 円
単身赴任手当	—	令和7年度限りで制度廃止 〔令和7年度実績〕 支給実績なし	

6 役員の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

制度なし

7 嘱託職員・非常勤職員等の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

制度なし

8 給与制度の変更

（1）変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変更理由
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.2625月 勤勉 0.9625月 12月 期末 1.2625月 勤勉 0.9625月	6月 期末 1.250月 勤勉 0.925月 12月 期末 1.250月 勤勉 0.925月	県の制度に準じた改正
扶養手当	扶養親族として配偶者、 子等を有する職員 イ 子 9,200円	扶養親族として配偶者、 子等を有する職員 イ 子 10,000円	財政上の理由による改正
通勤手当	支給額 以下のア及びイの金額の 合計（上限150,000円） にエの額を加算した金額	支給額 以下のア及びイの金額の 合計（上限150,000円） にエの額を加算した金額	財政上の理由による改正
	ア 交通機関等利用者 ① 略 ② 略 <最高限度額55,000円>	ア 交通機関等利用者 ① 略 ② 略	
	イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、 月額1,600円から 50,100円の範囲内で 支給	イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、 月額1,700円から 53,100円の範囲内で 支給	
	ウ 特別急行列車等利 用 略	ウ 特別急行列車等利 用 略	
	エ 駐車料金を負担し ている場合 略	エ 駐車料金を負担し ている場合 略	
	オ ノーマイカー運動 に参加する場合 略	オ ノーマイカー運動 に参加する場合 略	
単身赴任手当	制度廃止	月額 30,000円＋加算額 〔加算額〕 略	必要性の見直しによる改正 略

（2）適用日

令和8年4月1日